

第2回 宮崎県都市計画審議会専門委員会

日時：令和6年2月8日（木）

10：00～10：45

場所：県庁7号館4階743号室

午前 10 時 00 分開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、第 2 回宮崎県都市計画審議会専門委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の岡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料は、A4 判で会次第と委員名簿が両面となったもの、配席図、資料 1 といたしまして、見出しに「準都市計画区域指定検討範囲の規制状況について」と書かれたもの。資料 2 といたしまして、資料 1 の検討範囲の図を拡大したもの。このほか、青色のドッチファイルに県の都市計画に関する基本方針など、委員会に関する資料をとじ込んだものをお配りしております。こちらは各委員専用として準備したものでございますので、自由に御記入いただいて結構です。また、持ち帰られない場合は、事務局にて保管し、次回委員会の際にお持ちいたします。

なお、参考資料といたしまして、都市計画審議会関係法令等をとじ込んだ黄色のファイルもお配りしております。こちらは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の不足等はありませんでしょうか。

本日は、7 名の委員のうち、6 名の委員に御出席を賜っております。防災分野の村上委員におかれましては、用務の都合により、本日は御欠席となっております。

それでは、ここからの議事進行は嶋本委員長にお願いしたいと存じます。嶋本委員長、よろしくお願いいたします。

○嶋本委員長 それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、本日の委員会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の古賀でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして御説明をいたします。お手元にご置きます会議次第を御覧ください。

本日は、「準都市計画区域指定検討範囲の規制状況について」としまして、今回、準都市計画区域指定の可否を検討しております、清武南インターチェンジから約 2 キロ圏内の範

囲におきます関係法令による土地利用に関する規制状況を説明した後、指定の必要性につきまして、現段階における県としての方向性をお示ししたいと考えております。

まず、議事の内容につきまして事務局より説明をさせていただき、その後、委員の皆様から御意見などをいただきたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○嶋本委員長 ただいまの事務局の説明のとおり進めたいと思いますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○嶋本委員長 それでは、本日は、関係法令による土地利用規制の現状や、準都市計画区域の指定に関する県の考え方について、委員の皆様から御意見をいただき、議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

準都市計画区域指定検討範囲の規制状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の佐藤です。

今回は、準都市計画区域指定検討範囲の規制状況と今後の検討の方向性について御説明します。

資料は、資料1の1ページから8ページになっております。

初めに、おさらいとしまして、前回御説明しました準都市計画区域の概要について改めて御説明いたします。

都市計画法第5条の2では、都道府県は都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物等の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、右のイメージ図に示すとおり、準都市計画区域として指定することができるとされております。

都市計画区域は、都市として一体的に整備、開発及び保全する区域であり、都市計画区域内では、土地利用の規制、誘導や、道路・公園・下水道といった都市施設の決定、土地区画整理事業の施行が可能となります。

一方、準都市計画区域は、都市計画区域外にあり、都市として積極的な整備、開発は行わず、土地利用の整序又は環境の保全を行う区域であるため、準都市計画区域内では、土

地利用の規制、誘導のみが可能であり、都市施設や市街地開発事業、地区計画を定めることはできません。

続きまして、今回の調査・検討範囲についてです。検討範囲は、周辺の都市計画区域の指定状況や他のインターチェンジ周辺における開発動向を踏まえ、清武南インターチェンジから約2キロメートル圏内としております。

続きまして、検討の進め方について御説明します。

専門委員会では、清武南インターチェンジ周辺の現状把握のための都市計画基礎調査の結果や、県の関係部局で構成する庁内検討会での他法令との調整の結果を踏まえ、各関係法令による規制状況や人口の動向、土地利用状況から、準都市計画区域指定の必要性について御意見をいただきたいと考えております。

続きまして、国が示す都市計画運用指針について御説明します。

運用指針では、準都市計画区域の指定に関して、1つ目の丸に示す、道路等の整備状況など、自然的又は社会的条件から判断して、大規模な集客施設が立地する可能性がある区域については、農地を含め広く準都市計画区域を指定することが望ましいとされております。また、2つ目の丸のとおり、広域の観点から、土地利用の整序又は環境の保全のために必要な範囲について適切に指定すべきであり、農地については、農業振興地域の整備に関する法律等による規制と相まうことで、土地利用の整序がより効果的に実現されることから、農用地区域内等にある農地と重複して指定して差し支えないとされております。

ただし、①の人口集中地区からの距離、地形的条件、インフラの整備状況を勘案して、開発の可能性が極めて低いと考えられる区域や、②の他の法令による土地利用の規制の実態に照らして、開発の可能性が極めて低いと考えられる区域は、準都市計画区域に含むべきではないとされております。

②における区域とは、保安林、自然公園法に規定する国立公園、国定公園の特別地域、自然環境保全法に規定する原生支援環境保全地域等をいいます。なお、森林、工業立地法により規制された土地については、準都市計画区域に含めないことが望ましいとされております。

それでは、検討範囲内における関係法令の規制状況について御説明いたします。

規制状況については、県内部で組織する都市計画法運用庁内検討会において、スライドでお示しする関係各課に、国の運用指針に示された内容に沿って、検討範囲内での規制状況について確認の依頼を行いました。該当する法令が、赤で示す自然公園法、森林法、工

業立地法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法となります。

スライド8に、庁内検討会にて確認した関係法令の規制状況をお示ししております。別途、資料2として拡大したものを御準備しております。必要に応じて御覧ください。準都市計画区域検討範囲内には、黄着色の農用地区域、赤着色の公有林、青着色の国有林、黄土色に着色された保安林が含まれております。

次に、検討範囲内に指定されている各関係法令の規制内容について御説明します。

初めに、農用地区域について御説明します。農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に規定されております。スライド9の右側に図をお示ししておりますが、農用地区域は、都道府県が指定する農業振興地域内において、市町村が農業上の利用を図るべき土地の区域として整備計画で設定するものとなります。

農用地区域は、区域設定の目的から、原則として転用が禁止されており、建築物を建築するためには、①農用地区域からの除外、②農地法に基づく農地転用手続が必要となります。また、農用地区域外は農振白地地域となりますが、こちらについては、ⅠからⅢの農地の分類によって、農地転用の許可・不許可の基準が定められております。

次に、保安林、国有林、公有林について御説明します。こちらは森林法において規定されております。

まず、保安林についてです。保安林は、水を育み、土砂崩れなどの災害防止、美しい景観や休養の場を提供したりするための重要な森林となります。建築物を建築するためには保安林指定の解除が必要となりますが、公益上優先すべき理由以外の解除は困難となります。

次に、国有林、公有林についてです。森林法において、国有林とは所有者が国であるもの、民有林とは国有林以外の森林と定められております。今回の指定検討範囲は、森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林であり、その場合、一時的な土砂の採掘、林地以外への転用などの土地の形質を変える行為は、開発許可が必要となります。林地開発許可対象の行為として、太陽光発電設備の設置を目的としない場合には開発面積が1ヘクタールを超えるもの、太陽光発電設備を目的とする場合には開発面積が0.5ヘクタールを超えるものとなっております。

林地開発許可については、スライド11の左側に林野庁の資料をお示ししておりますが、申請が資料に示された要件を満たす場合には許可しなければならないとされております。

なお、開発行為の目的達成後には、地域森林計画の対象から除外される場合があり、その場合、開発許可を受けた土地に対する規制が外れるため、新たな建築物の建築など都市

的土地利用がなされる可能性があります。

スライド 12 は、令和 4 年度に撮影された航空写真に各規制区域を落としたものとなります。清武南インターチェンジ周辺は広く森林が広がっておりますが、清武南インターチェンジに至る道路沿線において既に森林以外の土地利用が見られます。インターチェンジ左側にオレンジ色の点線で囲んだエリアについて拡大したものを次のスライドでお示しします。

こちらが拡大したものです。県道清武南インター線の沿道では、林地開発許可を受け、土取場や太陽光発電設備の設置が見られます。先ほど御説明したとおり、林地開発の目的が達成された後の残地の活用について、都市的土地利用が懸念されますので、準都市計画区域を指定することで、無秩序な開発の抑制や環境の保全に一定の効果が期待できます。

次に、今後の方針について御説明します。

スライド 14 には、庁内検討会にて確認しました関係法令の規制状況と国が示す都市計画運用指針を取りまとめた表をお示ししております。検討範囲内に含まれる規制の中で、保安林については、規制の内容や運用指針に基づき、準都市計画区域に含めないものとし、林地開発後の残地の都市的土地利用が懸念される森林や重複して指定ができる農用地区域については、現在、都市計画基礎調査にて 5 つの項目について調査し、開発動向を分析しておりますので、次回の専門委員会で、都市計画基礎調査の客観的な分析結果を加味し、準都市計画区域指定の要否及び指定する場合の具体的な指定範囲をお示ししたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。

今回の専門委員会の後、3月15日に開催する都市計画審議会において中間報告を予定しております。

次回の専門委員会は6月頃の開催を予定しており、全体の振り返りと都市計画基礎調査による分析結果、区域指定の要否の判断等について御説明し、皆様からの御意見をいただきたいと考えております。

なお、7月下旬に開催予定の都市計画審議会にて検討結果の最終報告を行う予定としております。

説明は以上となります。

○嶋本委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明についてご質問やご意見はございませんでしょうか。

○**OA 委員** 説明ありがとうございました。ちょっと僕が理解できないところがあって、すみません。7ページのスライド14番、都市計画運用指針と森林法のところで、「含めるべきでない」となっていますが、この「含めるべきでない」というのをもう少し詳しく教えてもらえるとありがたいのですが。このマトリクス表をもう少し分かりやすく説明していただけると。スライド6番の都市計画運用指針の考え方と森林法との関係について、表にまとまっているけれども、それが何を示しているのか、そこのスライドの説明をお願いしたいのです。

○**事務局** 都市計画運用指針と森林法との関係性といいますか、どういう整理になるのかということですが、都市計画運用指針といいますか、国が示す準都市計画区域の指定の基本的な考え方としては、現状、都市計画区域外については、今日御説明しました森林法をはじめとする農地法とか農振法とか他の法令での土地利用の規制がなされているというのがまず前提としてはございます。

その中で、森林法については林地開発許可ということで、スライド11の左側に示している、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、この4つの条件を満たすものについては許可をしなければならないとなっております。一定の基準といいますか、ハードルを設けることで、森林以外での土地利用を制限していることと、一般論として、森林自体が都市計画区域外といいますか、都市から離れたエリアに存在しているということで、積極的な開発を行おうとする圧力はそんなにないというところがあって、森林法のエリアについては含めないほうが望ましいというような表現をされております。

○**OA 委員** 森林法のエリア、森林法にかかるところについては、都市計画運用指針としては、それはかけないほうがいいと言っているんですね。ということは、今回、この準都市計画区域の話の中で森林がいっぱいあるわけじゃないですか。そこにかかるところに関してはかけないほうがいいという、そういう理解なんですか。

○**事務局** 運用指針ではそういうふうになっています。一方で、これは今現状のインターチェンジの国道側といいますか、沓掛側ですけれども、林地開発の許可を受けた後の土地の取り扱いとしまして、条件として残地森林ということで、森林を開発の規模に応じて一定規模復元したり、元の森林を残したりしないといけないという条件がつけられるようですけれども、それ以外について、例えば上の土取場となっているところは、土砂の採掘が終わって開発許可の目的を達した後の取り扱いとして、土を取った後の今の更地の状態を森林に戻さないといけないという条件はつかないと。逆に、森林ではなくなるということ

で、森林法に基づく地域森林計画の保全すべき森林の区域から外れると伺っております。ということは、現状で今、都市計画区域外ですので、森林法の網が外れると、ここについては特段の土地利用に関する規制がなくなるということになります。

こういう形で、土取場とか、下のほうに太陽光発電設備とありますけれども、発電設備のほうも、更新時期が来てもうやらないということでパネルが撤去されると、現状で森林ではございませんので、森林法の規制はかかっていない土地、要するに都市計画法以外では特段の規制がかかっていないということで、私どもとしては、インターチェンジに近いこと、それから、宮崎広域都市計画区域や田野都市計画区域に近いことを踏まえると、道路沿線でもありますし、アクセス性がよいエリアですので、もともとは森林だったけれども、こういう形で森林法の網が外れていくことで別の使い方をされやすくなるのではないかと考えておまして、指定の範囲に含めて検討すべきではないかと考えています。

OA 委員 そこで、都市計画運用指針では「含めるべきでない」と。都市計画運用指針というのは、これは準都市計画区域の話ではないんですか。都市計画運用指針というこのマトリックスの中で出てくるこれは何なのか。準都市計画区域を指定するときこのような法律を考えないでよいという、含めるべきではないという話なのか。準都市計画運用指針というのは結局何なのかよく分からないんです。

○事務局 都市計画運用指針は、国が示す各種都市計画に関する基本的な考え方や原則的な考え方を示したのになっていまして、明確に「含めるべきでない」というのは、今回の区域でいくと保安林がありますけれども、保安林は、目的を持って保安林の指定がされているということで、その目的がなくなるような開発は認められないと。公益上の理由がない限りは認められないと厳しく規制がされておりますので、これは含めるべきでないというのが運用指針の解釈になっています。

一方で、「含めないことが望ましい」というのは、含めては駄目ということではなくて、先ほど私が説明したように、何かしら準都市計画区域を指定したほうがよいような要素が眠っているのであれば、森林法を所管する関係部局とも調整の上、指定をしても差し支えないということも記載としてはありますので、そこは都市計画自体が地方自治ということで都道府県の裁量に任されているところもございますので、各自治体の判断ということになっています。

OA 委員 そこはすごく重要なところで、国の都市計画運用指針では「含めるべきでない」と言っているのを、今回それを含めていくんだということなんだと思うんですよ、今回

の判断というのは。

○事務局 森林法のエリアは「含めないことが望ましい」で、「含めるべきではない」ではないです。保安林は「含めるべきでない」ということなので、我々も含めるつもりはないですが、森林法の林地開発の対象になっているエリアについては、林地時開発許可後の森林ではなくなる部分については規制がなくなっていくことになるようですので、それについては、都市計画法のほうで土地利用をコントロールしていったほうがよいのではないかとということです。

○OA 委員 そうすると、もともとの森林のところもかかるわけでしょう、準都市計画区域に入れば。ということは「含めるべきでない」ではないんじゃないですか。積極的にそういうところの開発に対して後で使われてはまずいからかけるんですと。だけど、これでは「含めるべきでない」と言っているんですよ。

○事務局 いや、森林自体は「含めるべきでない」ではないんです。「含めないことが望ましい」。ちょっとずれていますが、国有林・民有林は「含めないことが望ましい」。保安林は「含めるべきでない」。その下の森林法第5条森林というのは、保安林以外の森林、いわゆる個人が持っている森林です。こちらは「含めないことが望ましい」。

○OA 委員 ということは、森林に今回準都市計画区域をかけるということ自体は、国は「含めないことが望ましい」と言っているんですね。

○事務局 「含めないことが望ましい」と。森林法では一定の抑制効果があるということがありますが、実情としては、先ほど写真も見ていただいたとおり、森林ではなくなっていく土地については、森林法第5条森林と言っている森林ではなくなるということで、林地開発許可の対象から外れるらしいです。そうすると、森林ではなくなった土地は森林法の網がかからないということで、土地利用を規制するものは何もなくなるということになります。

○OA 委員 ここはすごく重要なところで、財産権に関わる話なので。要するに、国の都市計画運用指針でも含めなくていいというものを今回あえてやるわけじゃないですか。そこをちゃんと言わないと、マトリックスで説明してあってもこれは聞かないと分からないところですよ。今回は国の都市計画運用指針を超えたことをやるんだと。それに対してはそれは合理性があるんだと説明していかないと、説明とすれば非常に分かりづらいし、分かっている人だけが分かたらいという意味では、何かそんな感じになっているのではないかと。財産権に関わる問題だから、きちんと分かりやすく説明するのが重要だというのが

1点目です。

2点目は、法律の名称を間違えているものがあります。工業立地法と言っているけれども、これは工場立地法です。立法の経緯から工業立地法の名前でできなくて、これはもともと通産省所管の法律で、建設省の反対で工業立地法という名前が工場立地法になっているんです。今でも調べれば、これは工業立地法ではなくて工場立地法なんです。これは法律のお話なので、工業立地法と書いてありますが、工場立地法という法律なので、そこは訂正したほうがいいと思います。

○事務局 申し訳ありません。正しくは工場立地法となっています。この場で訂正させていただきます。工業立地法ではなくて工場立地法になっております。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○OB 委員 今のお話で、保安林に関して確認させていただきたいのですが、国の指針で原則「含めるべきでない」という保安林というのは、資料2の地図でいいますと黄土色の部分ですね。清武南インターチェンジのすぐ南東のところにも一部保安林がかかっているようですけれども、そもそもの前提で、今回の準都市計画区域の指定に当たって、このような部分だけ除去して指定するという、技術的にそういう指定の仕方はできるのですか。

○事務局 実際に準都市計画区域を指定するといったときには、指定の図書としてその区域を示す図と、それから、告示の中では小字名まで表示してその一部という表現をしますが、正確には図のほうで、保安林に含まれている土地を、区域の線の外側といいますか外して表示しますので、それ自体は物理的には可能です。

○OB 委員 そうしたら、仮の話なんですけれども、今回でいえば、保安林の部分だけ除いて指定するようなやり方は考えられるのですか。それとも、保安林を含んでいる地域はごっそり下の3分の1ぐらい指定から外すとか、どういう感じになるのでしょうか。

○事務局 今、指定の可否の検討段階ということで、既存の都市計画区域である宮崎広域都市計画区域と左側の田野都市計画区域の間のエリアになるので、検討段階では、インターチェンジを中心とした2キロの円、幅広に土地利用の規制状況を調べております。実際の指定に関しては、もし指定をすとなれば、例えば円の左下に国有林とか公有林とか保安林とかありますが、現実問題としては、その土地に行くのに舗装されたきちんとした道路が存在していないところもございますので、この円を全て指定するというやり方ではなくて、我々が今、構想といいますか、指定するのであればというふうに考えているのは、インターチェンジに向かって沓掛方向から来る清武南インター線という県道と、インター

チェンジから清武の町の中に向かっていく道路があります。インターチェンジにつながっている水色の線がありますが、左上に向かうのが県道で、右に向かうのが市道になっていますが、この道路、幹線道路の沿線を開発する上でアクセスしやすいと思われるエリアの範囲、例えば道路から200メートルとか、アクセスする道路がつながっているところを指定の範囲にしていくのかなというふうには考えております。その中で御指摘のあった保安林とかは外していくことになるかと思えます。

○OB委員 ありがとうございます。

○嶋本委員長 そのほかいかがでしょうか。

○OC委員 御説明ありがとうございます。公有林、国有林、あるいは保安林といった林地のほうがメインの話に今なっていますが、本来の準都市計画区域としては、この2キロメートルの円の左上の農用地区域、沓掛の南側及び北側にある区域の都市化、開発を抑制するというのがメインであると理解してよろしいのでしょうか。

○事務局 開発をする側の進め方としては、造成しやすいところということがまず一つあるかと思えますし、土地の価格といったところもあるかと思えます。一般的な都市内の開発の動きを見ていると、やはり都市に隣接する農地を転用していくというケースがありますので、農用地区域の規制をしておくというのが一つ大事なことかと思っています。

併せて、先ほどちょっと議論になりましたけれども、この場合、インターチェンジの近郊は森林に囲まれていると。林地開発も条件を整えば許可をしなければならないということで、森林の伐採とか土地の造成が行われるということで、今回の場合は、農用地区域と保安林以外の森林の開発を抑制していくために、開発といいますか、無秩序な土地の使い方ですね、建物を建てていくことに対してコントロールをしていくために、準都市計画区域を指定していくことを考えていくということになるのかなと思っています。

○OC委員 ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、私から一点だけ教えてほしいのですが、今までの議論を聞いて大分話が分かってきましたが、一点ちょっと気になったのは、先ほど御説明の中で、県道とか市道に沿って開発の可能性があるのですが、例えばそういったところを指定していくとおっしゃいましたが、そのように帯状に指定することはできるのですか。私の理解では、準都市計画というのはスポット的に指定する制度かなと思ったのですが、帯状に指定する事例はあるんですか。

○事務局 私のほうも初めて指定をしていくので、先ほど申し上げた、道路に沿って帯状

にというやり方が事例としてあるのかというところまでは押さえていませんが、都市計画区域を例に取りますと、町の境界といいますか、大字界とか小字界を境界にしてエリアを設定していますので、細かいところの話でいくと小字とか、もう一つは、土地利用に関することになりますので、そもそもの土地の個別の筆界を見ながら線を決めていくことになるのかなと思っております。

○**嶋本委員長** 分かりました。そのほか御意見等ございますでしょうか。

○**D 委員** 宮崎市と田野の都市計画区域を見るとギザギザでいっぱいになっているので、今指定しようとしている準都市計画区域もかなりギザギザで指定されることになるということではよろしいのでしょうか。その指定される場所の案のようなものがないとなかなか話は難しいのかなと思いました。

○**事務局** ありがとうございます。D 委員がおっしゃるとおり、イメージとしては、既存の都市計画区域の線のような形、先ほど嶋本委員長の御質問に答えた内容でいくと、こういうギザギザになっていくのかなと思っております。今段階では、まず指定の必要性がどうかというのを我々が判断していくステップということと、指定するならどこを指定すべきか、どの範囲を指定すべきかという範囲を決める上で、まずは既存法令の土地利用規制がどういうふうに入っているかを押さえたいと。

スライドで説明しておりますけれども、今、並行して、人口や実際の土地利用の状況、それから開発の動向を調べる都市計画基礎調査もやっております。最終的な指定の要否の判断と指定する場合の範囲を決めるという上では、幅広く調査・検討していきたいということで、2キロという広めの円を取ってやっております。現段階でこういう範囲で指定をしてはどうかということをお示しできるとよかったですのですが、要否判断のために幅広くやらせてもらっております。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。よろしいですか。

そのほか、全体的なことでも結構ですけれども、御質問や御意見等はございませんでしょうか。

○**C 委員** 最終的に決まるものというのはこの2キロの圏内ということで、この2キロというのはかなり大きめに取ってあるということですのでけれども、そうやって決めるときに、これはほかのところの都市計画の土地利用の変更などで問題になるところですのでけれども、例えば、資料2の清武ジャンクションのすぐ上に上大久保というところがあります。そのところは微妙にかぎ状に宮崎広域都市計画区域が削られています。多分これは地権者の

方とか、そのほかの理由があつてこうなっているとは思いますが、そういったところとかの詳細なデータというのは現在調査中ということではよろしいでしょうか。

○事務局 今回の御質問の、清武ジャンクションの上の既存の都市計画区域がかぎ状になっている辺りの詳細な調査というのは……。今行っている調査はこの2キロの範囲内の、具体的に申し上げますと、人口の動向、建物の用途を含めた状況、農地転用とかを含める開発の動向を調べているところです。今御指摘のあったエリアは、既存の都市計画区域とかぶっているところになっていまして、既存の都市計画区域内は、今年度、都市計画基礎調査を実施している範囲なので、両方のエリアで今は調査しております。

○委員 一度こういった大まかな方針で決めてやると、こういうでこぼこしているところが、決まった後で、いや、ここはこうでしたからこうこう変えますとか、かなり訂正が出るというのが事務的などところで出てくることがあります。総合運動公園のところから今回の指定の検討を行っている範囲の辺りは、ちょうどそういう意味では半分開発されているところがかかっている、両方とも都市計画区域外の開発の事例ですね。こういったところの調査とか、あるいは宮崎市のほうの要望とか、そういったものは今集められているということではよろしいでしょうか。

○事務局 御指摘のとおりです。きれいな円を描いておりますけれども、実際の調査については、先ほど申し上げたこの円の周辺部といいますか、ある程度、大字界、小字界を見込んだ範囲で、今スライドを参考で出しましたけれども、これが実際にデータを集めている範囲、黄色で塗った範囲が基礎調査をやっている範囲ですので、円の外側の、字界で左上に書いておりますけれども、宮崎市さんに情報をいただいて、基本的にはこの字で切って調査をしております。うっすらと細い赤い線が入っているのが既存の都市計画区域の外線になっていきますので、今御指摘があったのは清武の今泉辺りかと思いますが、総合運動公園の範囲も含めて情報を集めております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかはよろしいですか。恐らく次回にはその辺りの具体的な案が出てくるということかと思えます。

では、そのほか特にならなければ、本日の議事は終了したいと思います。進行を事務局へお返しいたします。

○事務局 嶋本委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見に基づき、事務局で

準都市計画区域の指定の要否について引き続き検討を行ってまいります。

次回、第3回の専門委員会は、6月頃に開催し、指定の要否について最終判断を行う予定としておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

次回の専門委員会につきましては、日程が近づきましたら、日程調整のメールを送付させていただきますので、御回答いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回宮崎県都市計画審議会専門委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時45分閉会